

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、協同組織課 ）

| | | | |
|-----------------------|---|---|--------|
| 項 目 名 | 人・農地など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置 | | |
| 税 目 | 複数税目 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。 今後、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、人・農地及びその関連施策の見直しを行うこととしており、これに合わせて税制面についても所要の措置を要望する。</p> | | |
| | 平年度の減収見込額 | — | 百万円 |
| | （制度自体の減収額） | （ | — 百万円） |
| | （改正増減収額） | （ | — 百万円） |

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、人・農地など関連施策について見直しを行い、税制面からも所要の措置を講ずる。

(2) 施策の必要性

高齢化・人口減少が進展する中で、優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、昨年12月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進等を図るための施策の在り方について検討することとされたところ。

これを踏まえ、検討の方向性について、5月25日に「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」を公表したところ。

この方向性に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめることとしている。

今後、高齢化・人口減少の進展により、適切に利用されない農地が断続的に発生してくるおそれがある中で、生産基盤である農地について健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」の方向に基づき、関連施策の見直しについて検討を行い、税制面からも所要の措置を講ずることを要望するものである。

○ 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和2年12月15日改訂）

Ⅲ 政策の展開方向

12. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化

・ 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保し、農地の適切な利用を促進するため、人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達等に係る施策の在り方について検討する。

また、これを支え又は補完する仕組み等を整えるため、労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託等に係る施策の在り方について検討する。

○ 人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）（令和3年5月25日農林水産省公表）

1 総論

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である。

2 人・農地プラン

- (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。
- (2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。
- (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

3 農地バンク等

- (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、
 - ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
 - ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
 - ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進める
といった能動的アプローチへと転換する。
- (2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。
この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。
- (3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

4 人の確保・育成

- (1) 市町村が人・農地プランの策定に注力し、「目標地図」の実現に向けた具体的な人の位置付けを担う一方、地域の内外から広く人を確保しなければならない状況等を踏まえ、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う。
- (2) 新規就農
 - ① 都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援を実施する。
 - ② 若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設ける。
- (3) 集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組を促進する。
- (4) 地域を越えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。
- (5) 農業者による事業展開の促進
 - ① 農地の最大限の利用に向けて、持続的な農地利用や広域的活動・経営多角化等について、資金面等で後押しする。
 - ② 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者によ

| | | | |
|--|----------------------|---|--|
| | | <p>る農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。</p> <p>5 持続的な農地利用を支える取組の推進</p> <p>(1) 今後、人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業支援サービス事業者について、プランに位置付けることも含め、その活動の活発化を図る。</p> <p>(2) 農協の農作業受託の取組を、質・量ともに組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようにするとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする。</p> <p>(3) 産地間連携等による労働力調整を促進するとともに、激化する人材獲得競争の中で、他産業並の労働環境等により、農業に携わる者を確保する観点から、別途、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討する場を設ける。</p> <p>11 今後の進め方</p> <p>今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。</p> | |
| <p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p> | <p>合 理 性</p> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、農地集積・集約化と農地の確保</p> |
| | | <p>政策の達成目標</p> | <p>今後 10 年間（令和 5 年度まで）全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。</p> |
| | | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>—</p> |
| | | <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>担い手が利用する面積の割合を全農地の 8 割（現状は約 6 割）に拡大していく。</p> |
| | | <p>政策目標の達成状況</p> | <p>令和 3 年 3 月末時点における担い手への農地集積率は 58%となっている。</p> |
| | | | |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|------------------------|---|
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | — |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| 要望の措置の妥当性 | — | | |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — | |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — | |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — | |
| | 前回要望時の達成目標 | — | |

| | | |
|------------------|--|---|
| | 前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由 | — |
| これまでの 要 望 経 緯 | — | |